

## 春日井市公正入札調査委員会要綱

### (設置)

第1条 春日井市が施行する建設工事、測量設計等業務委託及び物品の買入れ等（以下「建設工事等」という。）に係る入札の談合情報に対する的確な対応を行うため、春日井市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。  
(所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等に係る入札の談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報があった場合への対応に関すること。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、建設工事等ごとに、財政部長、総務部総務課長、財政部管財契約課長、まちづくり推進部都市政策課長、上下水道部企画経営課長及び当該入札談合に関する情報に係る建設工事等を所掌する課長の職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、財政部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員会は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 4 委員会の会議に議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (臨時委員)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係部課長を臨時委員として会

議に出席させ、議事に参加させることができる。

2 前項の臨時委員は、議決権を有しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政部管財契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。